

(食と心) 日本栄養精神医学会 個人会員規約

第1章 総則

第1条 (名称・定義)

本会は、日本栄養精神医学会（英名：The Japanese Society of Nutritional Psychiatry 略称：JSNP）と称する。

啓発・広報の目的で、学会名の前後に「（食と心）」または「（食と心の専門家）」の表記を補足的に添えて用いることができる。なお、食と心の専門家の本会資格を持たない者は（食と心の専門家）の表記は使えない。

第2条 (事務局および所在地)

本会の事務局および所在地は、〒350-1122 埼玉県川越市脇田町16-13 に置く。

必要に応じて、理事長の決定により事務局所在地を変更し、または従たる事務所を設けることができる。

第3条 (目的)

本会は、「メンタルヘルスは食事から」の理念のもと、食と心の医学「栄養精神医学」に関心をもつ者が集い、

- 1 メンタルヘルス領域における栄養医学の臨床応用
- 2 栄養精神医学に関する教育・研究・普及啓発
- 3 安心して学び、仲間とつながる場づくり

を通じて、わが国におけるメンタルヘルス対策と医療・福祉・教育の発展に寄与することを目的とする。

第4条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 「食と心の専門家」（栄養精神医学に関する認定資格）の認定・育成
- 2 「食と心の医学（栄養精神医学）の普及実践施設」の認定・支援
- 3 イーラーニング（e-learning）等による栄養精神医学の継続学習の提供
- 4 年1回の学術総会（オンラインを含む）の開催
- 5 毎月の主催・共催イベント（講演会・体験会・実技・食事会等）の開催
- 6 学会誌・テキスト・小冊子等の発行およびウェブサイト・メールによる情報発信
- 7 前各号に付随する一切の事業

第2章 会員

第5条 (会員区分)

本会の個人会員は、次の3区分とする。

- 1 正会員
- 2 準会員
- 3 学生会員

第6条 (正会員の資格)

正会員は、以下の医療系・栄養関連資格のいずれかを保持し、本会の目的に賛同する者とする。

医師、歯科医師、獣医師、看護師、准看護師、保健師、助産師、薬剤師、公認心理師、鍼灸師、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師、臨床検査技師、診療放射線技師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、介護福祉士、歯科衛生士、臨床工学技士、歯科技工士、義肢装具士、救急救命士、社会福祉士、臨床心理士。

第7条（準会員）

準会員は、第6条に定める資格を有しない者で、本会の目的に賛同する者とする。

第8条（学生会員）

学生会員は、24歳以下の大学生・大学院生またはそれ以下の学校に在学し、本会の目的に賛同する者で、学生証その他の在学証明を提出し事務局が承認した者とする。

第9条（会員の権利）

- 1 会員は、本会の主催・共催する学術総会、講演会、イーラーニング等に参加することができる。
- 2 会員は、本会が定める要件を満たす場合、認定資格および認定施設の申請を行うことができる。
- 3 会員は、ニュースレター、メール配信その他の方法により、栄養精神医学に関する情報提供を受けることができる。
- 4 会員は、本会が定める手続きに従い、学会誌への投稿、委員会活動（広報委員、編集委員、査読委員など）、その他の学術的・実務的プロジェクトに参加することができる。
- 5 会員が享受できる具体的な特典は、第12条に定めるところによる。

第10条（会員の義務）

会員は、次の義務を負う。

- 1 本会の目的および理念の尊重
- 2 本規約および各種規程の遵守
- 3 年会費その他本会が定める費用の納入
- 4 住所・連絡先・所属・メールアドレス等の変更があった場合の速やかな届け出

第11条（入会手続き）

- 1 入会を希望する者は、所定の入会フォームに必要事項を記入し、本規約に同意のうえ、年会費を納入する。
- 2 入会申請者は、第25条に定める反社会的勢力の排除に関する条項を確認し、反社会的勢力に該当せず、また将来にわたりこれと関係を有しないことを誓約しなければならない。
- 3 事務局が入会申込を確認した時点で入会を承認したものとし、その日を入会日とする。
- 4 申込内容または誓約に虚偽があった場合、本会は入会を取り消すことができる。

第12条（会員特典）

- 1 本会会員は、次の特典を受けることができる。
 - (1) 個人や施設の優れた活動を“食と心の実践モデル”として公式サイトやSNSで発信
 - (2) 「食と心（栄養精神医学）の専門家」「食と心（栄養精神医学）の認定施設」等の認定を申請する権利：例：栄養精神医学認定医・指導医、栄養精神医学認定師・指導師、栄養精神医学カウンセラー、日本栄養精神医学会認定施設教育責任者など
 - (3) 本会が定めた特定の講演会（学術総会など）に参加することで「食と心の専門家」基本資格（栄養精神医学サポーター）の取得（更新の必要なし）
 - (4) 栄養精神医学の体系的学習ができる 会員専用eラーニング（後日動画を含む）を申し込む権利
 - (5) 情報の配信メール（最新知見、症例、学会情報）
 - (6) 解説テキスト「栄養精神医学」を申し込む権利
 - (7) 学術総会や講演会・体験会・実技などに参加する権利
 - (8) 会員限定懇親会の参加
 - (9) 本会が定めるその他の特典

第13条（入会金および年会費）

- 1 本会の入会金は無料とする。
- 2 年会費（1月1日～12月31日）は、次の通りとする。
 - （1）医師・歯科医師 15,000円
 - （2）学生会員 5,000円
 - （3）その他 10,000円
- 3 システム利用料は決済1回につき110円とする。
- 4 一旦徴収した会費・手数料等は、いかなる理由があっても返還しない。
- 5 再入会の場合は、年会費に加え再入会金5,000円を要することがある（詳細は別途定める）。

第14条（会員期間と更新）

- 1 会員期間は、毎年1月1日から12月31日までとする。
- 2 会員は、12月12日までに次年度の年会費を納入することで、会員資格を更新できる。
- 3 更新手続きを完了しない場合、本会は会員資格の停止または喪失の扱いとすることがある（第15条参照）。

第15条（会員資格の停止および喪失）

- 1 会員が年会費を3ヶ月以上滞納した場合、本会は会員資格及び認定資格・施設認定を一時停止することができる。
- 2 会員資格が停止された会員は、会員としての特典および認定資格の使用・新規申請・更新を行うことができない。
- 3 会員が、申し出なく会費を滞納した場合、理事会の判断で退会とすることができる。
- 4 停止中の会員は、未納分を納入し、理事会の承認を得た場合、資格の復活を申請できる。

第16条（任意退会）

- 1 退会を希望する者は、未納金を完納のうえ、所定の退会フォームまたは書面により事務局へ届け出る。
- 2 事務局から退会手続き完了の通知が送付された時点をもって退会日とする。
- 3 会費は月割・日割での返還を行わない。

第17条（除名）

会員が次のいずれかに該当する場合、本会は理事会の議を経て当該会員を除名することができる。

- 1 本規約その他の規程に重大に違反したとき
- 2 本会の名誉または信用を著しく損なう行為があったとき
- 3 入会申込その他の申請に重大な虚偽があったとき
- 4 反社会的勢力に該当し、またはこれと関係を有していることが判明したとき
- 5 その他、会員として不適当と認められる重大な事由があるとき

第3章 組織および委員会

第18条（広報委員会）

本会は、本会の理念および活動内容を社会に広く発信し、普及啓発を行うことを目的として、広報委員会を設置する。

- 2 広報委員は、本会の会員の中から理事長が選任する。
- 3 広報委員は、学会の広報活動、情報発信、イベント告知、会員向け広報支援に関する業務を行う。
- 4 広報委員に選任された会員は、公式プロフィールや専門家紹介等に「（食と心）日本栄養精神医学会 広報委員」と明記することができる。

- 5 広報委員は、本会の広報活動において中心的役割を担う者として位置付けられ、学会運営上の重要な情報を優先的に共有される場合がある。
- 6 広報委員は、理事長との意見交換会・相談会等に参加できるものとする。
- 7 広報委員の任期、選任の方法、活動内容その他の運用上必要な事項は、理事会が別に定める。

第19条（編集委員会）

本会は、学会誌『栄養精神医学』および関連刊行物・ウェブ媒体の編集・発行を適正かつ継続的に
行い、栄養精神医学の学術的発展と普及に寄与することを目的として、編集委員会を設置する。

- 2 編集委員は、本会の会員の中から理事長が選任する。
- 3 編集委員会は、次の業務を行う。
 - (1) 学会誌および関連刊行物・ウェブコンテンツの企画立案および編集
 - (2) 投稿原稿の査読委員の推薦、査読結果の整理および編集判断の補助
 - (3) 原稿の構成・表現・倫理面の確認および必要な修正依頼
 - (4) 出版倫理、利益相反等に関する確認および遵守の支援
 - (5) その他、本会の編集・出版活動に関して必要な事項
- 4 編集委員に選任された会員は、公式プロフィールその他の媒体に「（食と心）日本栄養精神医学
学会 編集委員」と明記することができる。
- 5 編集委員会は、本会の学術情報発信および学会誌編集の中心的役割を担う組織として位置付け
られ、編集業務に関する必要な情報・企画・予定等を優先的に共有されることがある。
- 6 編集委員会の運営方法、役職者（編集委員長・副委員長等）の任期、会議体制その他必要な事
項は、理事会が別に定める。

第20条（看護部会）

本会は、看護職が中心となり、臨床現場における（食と心の医学）栄養精神医学の理解促進、教
育、実践支援、ならびに地域および多職種との連携強化を図ることを目的として、看護部会を設置
する。

- 2 看護部会の構成員は、看護師・保健師・助産師・准看護師の資格を有する本会会員とし、当該
資格を有する会員は、本会への入会により自動的に看護部会員となる。
- 3 看護部会は、次の活動を行う。
 - (1) 看護領域における（食と心の医学）栄養精神医学の普及・啓発
 - (2) 臨床で活用できる実践的知識・技術の共有
 - (3) オンラインおよび対面による勉強会・研修企画の実施
 - (4) 病院・施設・地域等における食と心の支援体制の構築支援
- 4 看護部会に所属する会員は、公式プロフィールその他の媒体に「（食と心）日本栄養精神医学
会 看護部会 会員」と明記することができる。
- 5 看護部会は、本会における看護専門職の中心的役割を担う組織として位置付けられ、部会活動
に関する情報、企画、研修等を優先的に共有されることがある。
- 6 看護部会の役職者（部会長・副部会長・幹事）は、理事長が委嘱する。
- 7 看護部会の運営方法、役職者の任期、活動内容その他必要な事項は、理事会が別に定める。

第4章 個人情報保護・ハラスメント防止

第21条（個人情報保護・守秘義務）

- 1 本会は、会員情報その他の個人情報を、関連法令および本会の定める個人情報保護方針に従っ
て適切に管理する。

- 2 会員は、学会活動を通じて知り得た個人情報および症例情報等について、正当な理由なく第三者に開示・漏洩してはならない。
- 3 症例報告・SNS等での情報発信に際しては、本人の同意取得・匿名化・倫理綱領の遵守を行うものとする。

第22条（ハラスメントの禁止）

- 1 会員は、学術総会、講演会、オンライン企画、SNS等、学会活動のあらゆる場面において、ハラスメントその他不適切な言動を行ってはならない。
- 2 ここでいうハラスメントには、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、差別的言動、SNS上での誹謗中傷等を含む。
- 3 本会は、重大なハラスメント行為が認められた場合、当該会員に対し、注意喚起、参加制限、会員資格の停止または除名等の措置を講ずることがある。

第5章 認定制度・名称・ロゴの使用

第23条（認定制度との関係）

- 1 本会は、栄養精神医学に関する認定資格および認定施設制度を有し、その詳細は別に定める「認定制度規則」「認定資格施行細則」「認定施設規程」等による。
- 2 会員は、これらの規則に従うことを前提に、認定資格の取得および認定施設申請を行うことができる。

第24条（名称・ロゴ・肩書きの使用）

- 1 本会の名称、略称（JSNP）、ロゴ、認定名称（「食と心の専門家」「認定医」「認定施設」等）およびその他の称号は、本会の承認を得た場合に限り使用できる。
- 2 認定資格・認定施設の名称・標章は、当該資格または認定を受けた本人・施設のみが使用でき、譲渡・貸与・共同名義・法人名義としての利用を認めない。
- 3 会員は、本会の名称・ロゴ・認定名称を用いて、誤認を与える表示、誇大広告、医療法等の関連法令に抵触する表示を行ってはならない。
- 4 本会は、名称・ロゴ・認定名称の使用が不適切であると判断した場合、当該会員に対し、表示内容の是正、使用の一時停止または中止を命ずることができる。
- 5 前項の命令に従わない場合、または重大な違反が認められる場合、本会は、当該会員に対して、認定資格または認定施設の取消し、会員資格の停止その他必要な措置を講ずることができる。
- 6 名称・ロゴ・認定名称の使用停止または認定取消しを受けた会員は、速やかに、認定証・標章・ロゴデータその他これに準じる物品の返還を行い、ウェブサイト・SNS・名刺等における表示を削除しなければならない。
- 7 本条に違反して本会または第三者に損害が生じた場合、本会は当該会員に対して損害賠償を請求することができる。

第25条（認定資格・認定施設の取消）

- 1 本会は、別に定める規程に基づき、認定資格または認定施設について、要件不充足、不正行為、本会の名誉・信用を著しく損なう行為、名称・ロゴ等の不正使用その他の重大な事由が認められた場合、取消しまたは停止の措置をとることができる。
- 2 認定取消しまたは停止の措置を受けた者は、直ちに認定証等を返還し、認定名称・ロゴ表示をすべての媒体から削除しなければならない。
- 3 会員資格を喪失した場合、原則として関連する認定資格・認定施設も失効する。

第6章 反社会的勢力の排除・告知・改定

第26条（反社会的勢力の排除）

- 1 本会は、暴力団その他の反社会的勢力、またはこれに準ずる団体・個人との関係を一切認めない。
- 2 第11条（入会手続き）に基づき、入会申請者は反社会的勢力に該当しないこと、および将来にわたり関係を有しないことを誓約するものとする。
- 3 会員が反社会的勢力に該当すること、またはこれと関係を有することが判明した場合、本会は会員資格を直ちに停止し、除名その他必要な措置をとることができる。
- 4 前項の理由により本会または第三者に損害が生じたときは、本会は当該会員に対して損害賠償を請求することができる。

第27条（連絡およびオンライン手続き）

- 1 本会から会員への公式な連絡は、原則として電子メールおよび会員マイページ、LINE、本会ホームページ上の告知によって行う。
- 2 会員は、メールアドレス等の連絡先を最新の情報に保つよう努めるものとする。
- 3 本会は、必要に応じて、オンライン会議システム、ウェブ投票、フォーム等を用いて意見聴取・アンケート・各種手続きを行うことができる。

第28条（会員規約の改定）

- 1 本会は、理事会の議決により、本会員規約を改定することができる。
- 2 改定された会員規約は、本会ホームページへの掲載その他適切な方法による告知をもって、すべての会員に適用される。

第29条（演者の資格）

- 1 本会が主催する学術総会、講演会、セミナー等の演者は、原則として本会会員でなければならない。
- 2 非会員を演者とする必要がある場合は、理事長の承認を得るものとする。

第30条（本会の閉会）

本会は、経営上または運営上の理由により活動の継続が困難であると理事会が判断した場合、理事会の議決をもって閉会することができる。

第31条（準拠法）

本会員規約の解釈および適用については、日本法を準拠法とする。

以上

附則

本規約は、2023年9月1日より改正施行する。

本規約は、2024年9月1日より改正施行する。

本規約は、2025年1月28日より改正施行する。

本規約は、2025年10月12日より改正施行する。